

令和6年度6月

人権一口講座



「遺産相続における人権」

「遺産相続」と聞いて皆さんはどんな印象を受けますか？

「ドラマのような泥沼劇で大変そう」とか、「それは億万長者の世界なので自分には関係ない」とか印象は色々だと思います。

ふれあい文化センターでは、月二回(第二・第四土曜日の九時から十二時まで・お一人三十分)の無料法律相談を実施しています。相談内容は、人権問題を始めとして、離婚問題、相続問題、金銭貸借等様々な問題に対して、弁護士からの親切丁寧な、問題解決に向けたアドバイスを受けることができます。中でも、相続問題についてのご相談は、複雑に絡み合ったそれぞれの立場での事情があり、三十分の相談時間ではなかなか解決に至るまでの答えは導けないかもしれませんが、ご利用いただいた方々からは、「とても参考になった。」「話を聞いてもらっただけで気持ちが楽になった。」「相談した先生に正式に依頼するきっかけになりました。」といった嬉しい感想をいただいております。

かくいう私も遺産相続問題(ドラマのような泥沼劇とはいきませんが)に巻き込まれ、人間関係に悩んだ時期がありました。振り返ると、相続問題に限らず、人間関係のもつれは、自分自身や相手の何気ない一言が原因ではないでしょうか？自分はそんなに深く考えず相手に発した言葉が、実は相手を深く傷つけていた、また逆に、相手が何気なく言った言葉で自分が傷つき、その人に対しての不信感が強まり、自分も無意識に攻撃的な言葉を発するようになる。こうなってしまうと悪循環の連鎖が止まらなくなり、まさに「泥沼劇」となってしまいます。

そこで、私は相手に対して、思い切って言いました。「実はあの時あなたが言った○○という言葉で私は嫌な気持ちになった。あなたは私のどんな言葉で傷つけたの？もし自分の言葉であなたを傷つけたのならごめんなさい」と。その結果、相手も「私はあの時の○○という言葉にショックを受けた。でも謝ってくれてありがとう。」という言葉が返ってきて、お互いすっきりした気持ちで仲直りができました。

「喧嘩両成敗」「負けるが勝ち」ということわざがありますが、私は、これを教訓にして、争いが起きてしまったら、「どっちも悪い、だから相手より先に謝る」事を心がけています(夫婦げんかの時も笑)が、皆さんいかがでしょうか？それでも解決しない時は、ふれあい文化センターの「無料法律相談」へGO!! ですね。

(熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」令和6年度6月号より)

短いメッセージ 家族のおかえりがすき 心がポカポカするから
だから私も言うよ 元気にただいま

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 白川小学校 3年 本田 莉菜さん(令和5年度の作品より)